

令和元年度 第2回

府中市都市計画審議会議事録

令和元年11月20日開催

府中市都市計画審議会
議 事 日 程

令和元年11月20日(水) 午後3時30分
西庁舎3階第2・3委員会室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 報告 (1) 府中市緑の基本計画2020(案)について
(2) 府中市都市計画に関する基本的な方針の改定
状況について

日程第3 その他

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただ今から府中市都市計画審議会の開会をお願いしたいと存じます。開会に先立ちまして、都市整備部長の塚田よりごあいさつ申し上げます。

【都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。都市整備部長の塚田雅司でございます。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の都市計画審議会の案件につきましては、審議事項が1件、それから報告事項が2件となっております。よろしくご審議くださいますようお願いを申しあげまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。それでは〇〇会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 はい。改めまして、皆さん、こんにちは。委員の皆様につきましては、大変お忙しい中、多忙な中ご出席賜りましてお礼を申し上げます。大変ありがとうございます。昨日とうって変わって大変風が冷たくて、神社では酉の市が開かれています。私ども商工業にしても、商売繁盛ということで今日は会合日和ではないかと思えます。では、これから始めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

では、本日の会議の開催にあたりまして、本日は〇〇委員が欠席という連絡を受けております。もう1名、〇〇委員でございますが、多少遅れて出席ということで承っております。定足に達しておりますので、今日の審議会は、成立いたしますので、これから始めていきたいと存じます。着座して進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事録の署名人につきまして決めさせていただきたいと存じますが、これは議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、私から指名させていただきたいと思います。本日の署名人、議席番号の4番、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。もう1名でございますが、議席番号6番、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、本日の委員会を開催するにあたりまして、傍聴者が数名おります。傍聴を許可させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、傍聴を許可したいと存じます。では、しばらくお待ちください。入室をお願いしたいと思います。

(傍聴者入場)

本日の傍聴者4名ということで、よろしくお願ひいたします。

では、これより始めていきたいと存じます。議事日程に従いまして、まず日程第1、第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について議題といたしたいと思ひます。では、議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの及び市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地区の指定を行うものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約95.55ヘクタールでございます。第2の「削除のみ行う位置及び区域」でございますが、

削除となりますのが8件、削除する面積は、約1万2,040平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除及び公共施設等の設置により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。続きまして、第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、今回追加となりますのが5件、面積は約2,480平方メートルでございます。追加の理由ですが、2ページ中段に記載のとおり、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加するものでございます。

3ページをお開きください。上段の表は新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。なお、個々の地区の詳細は、後ほど説明させていただきます。

下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の「面積の変更」につきましては、地区数は449件から445件となり、4件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約96.5ヘクタールから約95.55ヘクタールとなり、約0.95ヘクタールの減となります。なお、追加指定にあたりましては、農業委員会より、令和元年7月29日付けで生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除も合わせた本件の都市計画変更案につきましても、令和元年8月22日付けで了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、令和元年10月7日付けで意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年10月11日から10月25日までの2週間、縦覧を行い、同法17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【公園緑地課緑化推進係長】 はい、議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは、第1号議案、資料の4ページから14ページの計画図を表示いたします。

初めに、計画図の表示についてご説明いたします。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗り潰し部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央をご覧ください。

番号16、地区名 朝日町地区、北の原公園の東側、朝日保育所の北側に位置し、平成30年12月26日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,000平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

初めに、右下の凡例をご覧ください。緑の塗り潰し部分は、今回追加を行う区域となっております。

図面中央、番号143、地区名 小柳町地区、多磨霊園駅の東側、白糸台文

化センターの南西側に位置し、地区の一部、約200平方メートルを追加するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号197、地区名 若松町地区、都道248号新小金井街道の東側、都立浅間山公園の南側に位置し、社会福祉法による社会福祉事業として公共施設が設置され、平成31年3月7日に事業が完了したことから、地区の全部、約2,120平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号232、地区名 府中町地区、桶久保公園の東側、三本木保育所の南西側に位置し、地区の一部、約280平方メートルを追加するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面左側をご覧ください。番号254、地区名 是政地区、東京競馬場の東側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年12月10日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,670平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側をご覧ください。番号260、地区名 是政地区、府中白百合第二幼稚園の東側、府中第八小学校の北側に位置し、平成31年3月7日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約980平方メートルを削除するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号611、地区名 南町地区、東京都水道局府中南町浄水所の東側、郷土の森博物館の北側に位置し、地区の全部、約380平方メートルを追加するものです。

続きまして、10ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号73、地区名 分梅町地区、府中保育園の南東側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年12月20日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、2,010平方メートルを削除するものです。

続きまして、11ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号383、地区名 住吉町地区、住吉町第三公園の北東側、中央自動車道の南側に位置し、地区の一部、約680平方メートルを追加するものです。

続きまして、12ページをご覧ください。初めに、図面中央右側をご覧ください。番号436、地区名 四谷地区、三屋通りの西側、府中3・4・3号、主要地方道20号の北東側に位置し、平成31年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,230平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央左側をご覧ください。番号445、地区名 四谷地区、府中3・4・3号、主要地方道20号の南西側、四谷西公園の南側に位置し、平成30年11月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,720平方メートルを削除するものです。

続きまして、13ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号439、地区名 四谷地区、四谷体育館の南西側、四谷さくら公園の北側に位置し、平成31年3月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,310平方メートルを削除するものです。

続きまして、14ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。番号455、地区名 日新町地区、くすのき通りの東側、日新第2庭球場の北西側に位置し、地区の一部、約940平方メートルを追加するものです。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第1号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものとなります。

以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。それでは審

議に入りたいと存じます。議案につきましては、まず皆様方からご質問、ご意見をいただき、最後に採決という順で進めていきたいと思っております。

それでは、ご質問、ご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

ご質問がないようですので、第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、ご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、第1号議案につきましては採決とすることにいたします。大変ありがとうございました。

では、続きまして日程第2、報告事項1から説明させていただきます。報告事項1、「府中市緑の基本計画2020(案)」につきまして、事務局から案の報告をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、「府中市緑の基本計画2020(案)」につきましてご報告いたします。報告事項の1の次のページをご覧ください。

まず初めに、1の趣旨ですが、本市では、平成21年に策定した府中市緑の基本計画2009に基づき、緑のまちづくりを進めてきましたが、策定から10年が経過し、この間、少子高齢化のさらなる進展や都市インフラの老朽化と維持管理費の増大など、緑を取り巻く社会環境が大きく変化していることを受けまして、引き続き本市における緑のまちづくりの取組を総合的かつ計画的に推進するため、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間として、府中市緑の基本計画2020(案)、以下計画と説明します、を作成するものです。

続きまして、2の概要につきましてご説明させていただきます。

なお、この資料では「(1) 緑の基本計画とは」から「(7) 資料編」まで記載しておりますが、当該項目につきまして、次のページからあります計画書の本

文に基づきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、計画書の2ページをご覧ください。

こちらは、「(1) 緑の基本計画とは」に関する項目ですが、緑の基本計画の概要と改定の目的を示すとともに、計画の位置付け、計画期間、緑の定義などを示しております。

続きまして、計画書の6ページをご覧ください。

こちらは、「(2) 緑を取り巻く状況」に関する項目でございますが、緑を取り巻く社会情勢と府中市の緑を取り巻く状況を示しております。ここから9ページまでの「緑を取り巻く社会情勢」につきまして、国の動向や社会状況の変化を示しております。

続きまして、10ページをお開き願います。

10ページから23ページまでの「府中市の緑を取り巻く状況」につきまして、本市における人口、公園・緑地等の整備状況、生産緑地地区、樹林の状況や水と緑に関する主な協働事業、こちらを示しております。

続きまして、計画書の26ページをご覧ください。

こちらは「(3) 緑のまちづくりの課題と計画改定の考え方」に関する項目でございます。ここから28ページまでの「緑のまちづくりの課題」につきまして、人口構造の変化への対応や、インフラマネジメントの考えに基づく公園緑地等の維持管理、協働による緑のまちづくりといった課題を示しております。

続きまして、29ページをお開きください。

ここでは、「計画改定の考え方」を示しております。府中ならではの地域資源の活用、緑の質を向上させ、育てていくことの2つの視点で定めております。

続きまして、計画書の32ページをご覧ください。

こちらが「(4) 緑の将来像と目標」に関する項目でございます。

「緑の将来像」につきまして、このたびの計画作成のポイントとなる計画テー

マといたしまして、このページの一番下段に記載のとおり、緑を育て、緑に育てられる「緑育」のまちづくりをテーマとして掲げております。そして将来目標といたしまして、次の33ページの中段ぐらいに記載のとおり、緑の質をこれまで以上に向上させ、育てていくことを踏まえまして、市民満足度の向上、こちらを目標と定めております。

続きまして、34ページをお開きください。

ここでは、「緑育のまちづくりの基本目標」につきまして、計画改定の考え方を踏まえまして、まず基本目標1として、府中らしさを感じられる緑を守り育てる視点、基本目標2として、協働によって緑を育てる視点、基本目標3として、都市の魅力を高める緑の視点、基本目標4として、暮らしを楽しむ場としての緑の視点、

次の36ページに移りまして、基本目標5として、都市の安全・安心に寄与する緑の視点、こちらの5つの視点から緑育のまちづくりの基本目標を定めております。

次の37ページから43ページまでは、「緑の将来構造」を記載しております。

続きまして、計画書の46ページをご覧ください。

こちらは、「(5) 緑の将来像の実現に向けた施策」に関する項目です。計画改定の考え方を踏まえて、5つの視点により定めました緑育のまちづくりの基本目標ごとに、施策の基本方針を示しております。

続きまして、50ページをお開きください。

ここからの「緑の将来像実現に向けた施策」につきまして、基本方針からの取り組むべき施策として、28項目の施策を示してありまして、次の52ページから89ページまでにかけて、各施策について詳細を記載しております。

続きまして、90ページをお開き願います。この90ページからの「重点施策の展開」では、計画のテーマに沿いまして、優先的に取り組むべき施策を緑

育プロジェクトとして示しております。重点施策の中で緑のパートナープロジェクトをこの1として、木の幹に見立てまして、さまざまな緑のパートナーを巻き込みながら、その他、2番から6番までの重点施策をその木の葉に見立てまして、将来像の実現に向けての計画を進めていくこととしております。

続いて計画書の97ページご覧ください。

こちらは、「(6) 計画の推進」に関する項目で、計画の推進に向けての進捗状況管理などの取組を示しております。

最後に100ページご覧ください。

これ以降は資料編としまして、改定に向けた検討協議の経過や都市公園の種類など資料を掲載しております。以上が計画案の概要の説明でございます。

恐れ入りますが、お送りの資料にお戻りください。

最後に、3の今後の予定でございますが、令和元年11月下旬から12月下旬までの期間で、パブリックコメント手続を実施しまして、市民からの意見等を反映させた上で計画の策定を進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。報告事項の1で、府中市緑の基本計画2020（案）を説明いただきました。この報告につきまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

【〇〇委員】 いいですか。

【議長】 どうぞ。

【〇〇委員】 すいません、2点ほどありまして、1点目は感想みたいな感じですが、施策のところ、かなり「検討します」という表現がものすごく多いです。10か年というと長期計画になるので、10年かけて検討するというような、印象を持ちかねないので、それはどうかなと思います。確かに3か年ぐ

らいであれば検討しますが良いと思いますが、10年ですから。他の自治体のものを見ますと、あまり検討しますという表現をしていない自治体もあります。府中市みたいに検討しますという表現を使用している自治体も多くあると思いますが、検討期間が10か年の場合はどうかなという感じがします。更に言いますと、現行の緑の基本計画は今年度終わる訳ですが、現行の計画でも検討しますと書いてあって、同じ項目なのに、次の10か年でも検討しますとなっています。ということは20年検討しっぱなしですかという風にも思ってしまうので、別に検討しますと書かなくて良いような気がします。多分、項目出し程度の意味で表記したと思いますが、どうなのかというのが1点です。

それからもう1点ですが、緑の量の充足という表現ですね。33ページを見ますと、量の充足への取組は一定の成果が上げられたと書いてありますが、下の数字を見ると、今ある10か年の目標値に達してないです。例えば公園面積にしても、現行の緑の基本計画は、市民1人当たり7.33平方メートルとなっていますが、これを見ると6.87平方メートルと達成してない。緑被率もわずかですが達してない。

現在30パーセントという状況で、あまり充足、充足というと、一定の成果上がっているように思うので、如何かなという感じがします。合わせて公園の関係で83ページですね。施策23公園の充実という項目があります。文章の中で、本市では、量的な充足から空間としての質の向上へと軸足を移し云々と書いてあり、これを見ると、公園では量が足りているような印象を受けてしまうので、それはいかがかなということです。

その下の(1)、都立公園の整備のことですが、都立公園については、「未整備区域の整備を、機会を捉えて東京都へ要請します。」となっていますが、弱い感じがします。機会を捉えてという表現が、受け身である印象を受けるのと、現行の表現は早期整備を要請しますとなっているので、むしろその方が強い表

現と感じ、新しい計画案の方は、少し弱いと思います。

東京都が今年の5月に、「東京都が新たに進める緑の取組」を策定しています。その表現を見ると、都立公園については、整備速度の加速を図ると書いてあるので、むしろそちらの方が強い表現です。これらのことから、この計画での表現は、何か東京都への都立公園の整備についての要請が弱いという感じがする。少し追加して言うと、まだ市内の都立公園の未整備区域は確か25ヘクタール残っていると思います。それが全部整備されれば、市民1人当たり1平方メートル増えるので、いきなりは無理だと思いますが、半分でも整備されれば目標は十分達成される。むしろ東京都に整備の加速をお願いすることを強く打ち出した方が、表現的には良いのかなという感じがしました。以上2点でございます。

【議長】 分かりました。委員からご意見いただきました。

まず1点目、文面の中で検討という文字が少し多すぎるのではないかと。

もう1点は、33ページの緑の充足についてと83ページの公園の充足について。

2点ご意見いただきました。ご返答お願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 はい議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 まず、最初の検討しますという文言についてですが、確かに外部の委員で構成しています検討協議会でも、検討しますという表現は少し弱いのではないかとというようなご意見もありました。その中でも、特により強く進めていくようなところを検討しますとか、取り組みますとか、進めますという表現で、よりメリハリをつけて特にやって欲しいところを強い表現にした方が良いのではないかとのご意見がありました。そのようなことから、その中でも度合いにより、少し表現を変えさせていただいた部分が、検討協議

会の意見を踏まえた表現になっていると考えております。

続いて33ページの公園の充足、量の充足についてですが、確かに基本計画2009では、量を増やしていく目標に基づいて、実際に公園を増やしてきましたが、人口の増加が想定よりも多かったことから、1人当たりの面積が目標に達しませんでした。また最初の趣旨等でもありますように、量もそうですが、質の向上の方に主眼を置くという外部委員等のご意見も踏まえて整備しておりましたので、量の充足としての評価は、一定程度成果が上がったということです。

ただ、人口等の変化や、緑地の率でいうと、生産緑地等の減少も含めて減になっています。そういったことも踏まえて評価をした上で、さらに次の計画は質のほうを重視していくといった意見を踏まえてこのような将来像を描いております。

【議長】 次、83ページについては。

【公園緑地課長補佐】 83ページは、都立公園の未整備区域の整備を東京都へ要請しますというところが、前回よりも表現が少し弱くなっているのはいかたのご指摘ですが、前計画ですと、早期にとなっており、今回の計画で機会を捉えてという表現は、受け身という訳ではなく、東京都の公園整備計画等もありますので、進捗進行管理に合わせて、公園等の整備をお願いするという意味で、機会を捉えてという表現になっています。

また、直接市の方で制御できる部分ではないところも多くありますので、あくまでも要請に留まることから、少し表現は見直しをさせていただいたものであります。

以上です。

【議長】 今、ご返答がありました。どうですか。さらにご質問ありますか。

【〇〇委員】 質問というか、都立公園のことですが、要するに府中市のお金

を使わなくても増えたわけですね。都立公園の場合は。極めていい話なので、あまり量的に充足しているという、東京都に、他の自治体も要請している中、後回しにされないかと思います。東京都自体の整備速度の加速化を図りたいと書いているので、府中市は強く要請しますというぐらいの方が良いのではないかと、そういうことであります。

【公園緑地課長】 議長。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 今後、当計画案につきましては、パブリックコメントをさせていただきながら、東京都とも協議をさせていただくこととなります。東京都と協議する中では、文言の修正も入りますので、特に都立公園ですので、東京都も意識されているものだと思いますので、今後も引き続き協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 他に何かご質問はございますでしょうか。

【〇〇委員】 はい、議長。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい、すいません。ご説明ありがとうございます。

やはりこの緑というのは、本当に府中には無くてはならない特色の一つでもあるし、こういった基本計画をこれからも継続してやっていくことの意義というのは非常にあると思います。

そういった意味では、今、ご質問等にもあった、これは10年間の長期計画なので、これを実際に実行していく実施計画というのをまた改めて別の段階でそれぞれ出てくるかなと思いますが、これからパブリックコメントを受けて、こ

れからいろんな意見を聞きながら決めていくにしても、この計画を実施していくプロセスというところで少しお聞きしたいのは、例えば実施計画というのを3年おきとか4年おき、2年おきか3年おきとかというふうな感じで、この計画が実際にその年度を過ぎたときにどれだけの進捗状況があったとか、そういったところが見えるような形でフィードバックっていうのは、されていくのかどうか。そこのところを大きくお尋ねしたいと思います。

それと、これをやっていくには、やはりある程度財政的なフレームも考えなくてはいけないなと思いますが、例えば府中市の持っている基金の活用とか、それぞれの各年度の一般財源等の見通しとか、そういったところで検討している部分があったらお聞かせいただきたいと思います。以上です。

【議長】 ありがとうございます。2点ご意見ございました。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 まず1つ目の実施計画等の考え方というところでございますが、当然、施策を推進するにあたっては、長期的なスパンで計画を立てて実施するような施策と、早期に取り組めるような施策ですとか、施策にもそれぞれございますので、まずはすぐに取り組むべきところから随時実施します。計画の具体的な実施のスケジュールが必要なものについては、実施計画のようなものを策定しながら進めていきます。

計画の推進、いわゆるPCDAサイクルですとか、そういったことをチェックしていくというのも重要になってくると考えておりますので、計画の推進の部分についても、章立てをして、こういった形で取り組みますというのが97ページにも載っています。

計画を策定して、そういった施策の点検ですとか、その後、点検した後、随時計画の見直し等も行っていくというところも出しておりますので、そういった

ところで常に実施している状況ですとか、進捗を確認しながら計画を進めていくように考えております。

次に、財源ですとか財政的なところになりますが、今回の施策の中で、67ページの施策の13番では、財源資金の確保、充実という一つの施策として、財源確保に努めますというような施策の期待もございませし、全体的な財政見通しですとか、そういったのは総合計画とも整合性を図っていくですとか、個別の財源確保ですとか、そういったところでインフラマネジメント計画ですとか、そういった各種計画等も連携しながら、そういった施策も取り入れて財源等の確保も含めて計画を進めていくということを考えているというところでございます。以上です。

【議長】 ○○委員、よろしいですか。

【○○委員】 はい。お願いします。すいません、ありがとうございます。今、ご説明いただいた、この中にも既に書いてあったという意味では、ただ、なかなかこれからパブリックコメントをお寄せいただくこと、11月下旬からということで、いろんなこれからコメント等も出てくると思います。

その中でも、やはりこれはなるほどなというコメント等が寄せられたら、そういったことには丁寧に対応して、精度の高い新たな基本計画を作り上げていくと欲しいなということを要望します。以上です。

【議長】 他に委員の皆さんから。

【○○委員】 はい。

【議長】 ○○委員。

【○○委員】 分かりやすい資料で、ありがとうございます。私は52ページのところで、府中らしさを感じる、次世代の継承と文化のこととか、緑育ということを書いておられるのは非常にいいと思いますが、現在、けやき並木通りの石垣が低くなりつつあります。それは、毎日通っていて、長年重かったかな

とねぎらいを感じます。あれだけ枝が立派で、府中のシンボルとして大事にされているけやきですけれども、石垣があれだけ積んであって、本当に大変だったろうなっていう気持ちで、石垣が低くなることは本当にほっとします。それだけ上が伸びているってことは下にも伸びていそうですから、早く木のためにも、有名なけやき並木のためにも、よさこい踊りをしたり、府中市のいいイベントがたくさんありますから、そのためにも早くできたらいいと思っております。

他市からお見えになるお客様や友人は、府中は緑が多くて、駅を降りたらけやき並木があって良いと、どなたもおっしゃいます。だから、そこに低くなったところ、2段ぐらいになったところにきれいな石が敷いてあって、気楽に座れるというか、眺められるというか、憩いの場としても最近活用されているように思います。早く、早くといっても3月までと書いてありましたが、早くできるように市民として願っております。良いことは良いこととして伝えていきたいし、府中のまちが子供たちのためにも、新しく府中に住みたくなる人のためにも、少しでも良くなっていくことが私たちの使命ではないかと思っております。本当にいろいろ良くなっていくことを願い感謝をしております。ありがとうございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。私から1点、60ページの、多摩川の河川敷の利用方法についてです。

この整備計画案を作成する段階では、河川敷の方にはスポーツ施設があり、今までは国の施策でも、多摩川の水と親しむということも込めて、河川敷にスポーツ施設を作っていきたいと思いますというような計画であったと思いますが、その間に台風19号がありまして、あれほどにスポーツ施設が駄目になってしまっているような状況にあります。そこを数千万円かけて改修できる部分もありま

すが、壊滅的な影響を受けて、そこを改善するかどうするか。また今後、同様の台風等が来るという予測がある中で、そこにお金をかけて再整備するのか、どうするのかという部分は、今後検討していかなければいけないと思いますので、この今後10年間の計画に、60ページの真ん中の部分で、スポーツ、運動施設などを整備していくことを進めますというような表現にしているのは、現時点でまだ結論が出ていない段階で、少し書き方を変えたほうが良いのではないかと私は思うのですが、その点、もしご意見があればお願いいたします。

【議長】 ○○委員の60ページの(1)について、表現について変えることがあるのかなのか、答弁をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。60ページの多摩川河川敷についてのスポーツ施設等の今後の考え方になるかと思いますが、現時点で、確かに台風19号で、河川敷が全体的に利用できない状態の中で、今後、そのままスポーツ施設をもう一度戻しても、また同じような、災害が今増えているような現実がありますので、戻して利用していくのか、それともどうするのかというのは、確かに今後の議論にはなるかと思えます。

ただ、現時点では結論が出てないという状況もあります。また、この河川については、国土交通省ですとか、そういった関係機関と多く調整する必要も出てくる場所なので、今時点ですぐ変わって別なものですとか、あるいはそういった災害に備えて整備をしていくというような何か別のことをするというところまでの結論が出てない段階でこの計画については、まずはこのような運動施設の維持管理をしていくという記載にさせていただいています。確かに、今後こういった進行管理していく中で、河川ですとか河川敷についての在り方ですとか、そういったところが変わってくるということでありましたら、こういった計画の中の河川の在り方についても、また見直しですとか、計画を調整していくということはあるとは考えております。以上です。

【議長】 はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい、議長。今、ご説明は分かりましたが、ただ、現在の状況を見る限り、維持管理をするような状況にもう既にはないわけです。全く使えないような状況なので、だからそこについて、現時点で、多摩川は府中市だけではなく、二子玉川の方も全部使えないような状況になっていますので、今後どうしていくかというのは、国レベルで考えてくような部分もあるかとは思いますが、ただ、もうこの計画のパブリックコメントの時点では、現状使えないような状況になっていることを踏まえたと、それこそここについては検討していきますとか、そういった文言の方が良いのではないかなと考えますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

【議長】 はい、いかがでしょう。

【議員】 どうですか。もう一度お答え願えますか。

【公園緑地課長補佐】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 確かにこの計画を策定している過程の中で、特に台風19号で水没した状況は、10月中旬に起こったことで、ここの記載ぶりは台風の被害が出る前に、外部会で答申をもらって、案として策定しているという状況がありますので、今時点で早急にスポーツ施設を検討しますという形に変えていくというところまではないかなと思っています。確かに今のご意見ですとか、またパブリックコメント等でそういった意見が出てきた際に、また特にスポーツ施設はスポーツ施設の担当部門もありますので、そういったところも含めて調整をさせていただく必要があるかなとは思っております。今時点で、台風19号だけを受けてすぐにこの書きぶりを変更させるというところまでは至らないかなと考えております。以上です。

【議長】 どうですか、〇〇委員。こういう事例は、もう全国、日本の国あら

ゆるところで起きていると思います。

それを全部否定するのもしできないことだし、大きな災害あったところも、やはり改修に向けて、復旧に向けて一生懸命やっている。一回駄目になったから、もう全て駄目だということではなくて、もう少し建設的な意見があったら良いかと、私は思います。これはここで討議しても仕方がないですから、それはこれからまだ検討するところがありますので、そこでもう一度検討して欲しいということよろしいですか。

【〇〇委員】 はい、議長。分かりました。では、今後、こういった場でこの案が出てきて、これに対する私としての意見ということで、そのことについては申し伝えますので、今後どうしていくかというのは検討していただきたいと思います。

【議長】 そうですね。今日承ったご意見等は踏まえて、最終的には採決したいと思いますので、よろしいですか。

他に何かご質問ございますでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 この件というか、今の議論の話の中でいくと、今、いろいろなご意見、例えば検討という言葉はいかがですかとか、この台風19号に対してこういうことがあったのでということで、皆さんが発言している中で、今は考えておりませんと言うのであれば、報告はいらないではないですか。

そういう答弁をするのであれば。

都市計画審議会は、この報告を受けてこういう意見もどうですかという場であるのに、そういった答弁をされるのであれば、ここで報告出されなくても結構な話になってくると思います。その当たり、どういった形で報告しているのかということをもまず踏まえていただかないと、ただ用紙を出していただければ結

構な話になってきてしまうと思います。この審議会自体が。ですので、その点はもう少し考えていただけるよう、私は今、1点ここで要望いたしまして、次も報告あるでしょうから、そういった議論をしていただきたいと思います。以上です。

【議長】 他に何かご意見ありますか。 無いようですので、私の方から。この報告事項ですが、今、委員の皆さんからいただいた意見を踏まえて、報告事項了承ということでさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、委員からいただいたご意見等を踏まえて了承ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

では続きまして、報告事項2、「府中市都市計画に関する基本的な方針の改定状況」について、事務局から報告お願いいたします。

【計画課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長補佐】 資料のご説明の前に、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定に向けたこれまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

府中市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる府中市都市計画マスタープランにつきましては、本市の将来のまちづくりの方向性を示す基本計画として、平成14年に「まちづくり方針（全体構想）」を、平成22年に「地域別まちづくり方針（地域別構想）」をそれぞれ定めております。本計画につきましては、平成27年度から平成28年度までにかけて、現行の計画の評価及び改定に向けた方向性を整理し、平成29年度以降は、都市計画審議会の下部組織である「都市計画マスタープラン改定検討部会」や地域の代表の方々との「まちづくりに関する意見交換会」などにおいてご意見を伺いながら、令和2年度での改定を目指し、作業を進めております。

このたび、改定骨子案がまとまりましたので、本審議会の報告するものでございます。それでは詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【計画課都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい。

【計画課都市計画担当主査】 それでは、府中市都市計画に関する基本的な方針、都市計画マスタープランの改定状況につきまして、ご説明いたします。

本日、机上に配布しております当日資料1は、この後、前方のスクリーンで映写しますスライドをまとめたものとなります。事前に配布しました資料、報告第2号のインデックスが貼られた資料とご一緒にご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、都市計画マスタープランの改定状況につきまして、スライドを使用してご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画マスタープラン改定の背景についてご説明いたします。

現在、人口減少や少子高齢化の進行など、全国的にまちを取り巻く環境が変化している中、本市においても、緩やかな人口減少・少子高齢化の進行が見込まれており、このような現象が進行することで、市民の生活利便性や市の経済活力の維持などが難しくなる可能性がございます。

これらの状況の変化や、本市が抱える問題に対応していくため、都市計画マスタープランの改定を進めております。

こちらは、改定に向けた経過等を示したものでございます。平成27年度から平成28年度にかけて、市民意識調査を行うとともに、大学教授等の学識経験者から構成された「アドバイザー会議」を開催し、現行の都市計画マスタープランの評価及び改定に向けた方向性を整理いたしております。

平成29年度以降は、新たに都市計画審議会の下部組織として設置いたしました「都市計画マスタープラン改定検討部会」を開催し、都市計画マスター

ランの全体構想に関してご議論をいただいております。また、地域別構想に關しましては、まちづくりに關する意見交換会において、地域の代表の皆様からご意見などをいただいております。

続いて、改定を行う上で前提となる本市の現状と特性、主要課題についてご説明いたします。事前配布の資料ですと、2ページとなります。

右側のオレンジ色に囲われた「まちづくりの主要課題」の前提となります、本市における現状と特性を8つのテーマに分けて整理をしております。

初めに「人口動向」の分野でございます。こちらは本市における人口の推移のグラフでございまして、本市の人口は2025年頃に26.5万人でピークを迎え、その後、微減傾向に転じ、2040年には25.9万人と、ピークから約6千人減少すると予想されております。

こちらは、年齢階級別・人口構成割合の推移を示したグラフでございます。緑色の65歳以上の割合が増加を続けており、2020年には高齢化率が21パーセントを超え、超高齢社会に突入する見込みとなっております。

以上から、「人口動向」の分野においては、本市の人口は今後もしばらくは増加する見込みとなっておりますが、改定後の都市計画マスタープランの計画期間内には人口の転換期を迎え、少子高齢化が一層進むことから、少子高齢・人口減少に対応した都市づくりへ舵を切っていく必要があると考えられます。

続いて、「都市機能」の分野でございます。

こちらは中心市街地活性化基本計画における対象区域に当たる「中心市街地」の事業所数・従業員数の推移を示したグラフでございます。

青い棒グラフ及び緑の折れ線グラフで示した、本市全域における事業所数・従業員数は減少しており、黄色い棒グラフで示した中心市街地の事業所数についても減少傾向となっております。

こちらは、中心市街地における土地利用の変遷を示したグラフでございます。

赤枠で囲われた商業用地が減少する一方で、青枠で囲われた住宅用地が増加しており、商業用地から住宅用地への転用が進行していることが考えられます。

こちらは、商業施設からの徒歩圏域を示した図でございます。概ね市全域が着色されてカバーされております。

こちらは、医療施設の徒歩圏域を示した図でございます。こちらも概ね着色されて市全域がカバーされております。

以上から、「都市機能」の分野においては、商業の減退への懸念や商業用地から住宅用地への転用の進行に対応するため、府中駅周辺の資源を生かしたにぎわいの形成や、拠点間の連携による中心市街地の魅力づくりが課題となっております。

続いて「産業」の分野でございます。こちらは、東芝・NEC・サントリーの大規模工場や、店舗面積が1,000平方メートル以上の大型小売店の分布を示した図でございます。

市内には、大型小売店は、ル・シーニュなど27店舗が集積しております。

こちらは、商店街数等の推移と分布でございます。近年では、商店街数・加盟店数ともに減少している状況となっております。

以上から、「産業」の分野においては、経済活力の低下を抑制するため、モノづくり産業の立地を生かした都市機能の強化や商店街の活性化を図ることが課題となっております。

続いて、「道路・交通」の分野でございます。こちらは、都市計画道路の整備状況を示した図でございます。市内の都市計画道路の完成率は、平成30年度末時点で約82パーセントとなっており、多摩地域の平成29年度末時点における完成率約61パーセントに比べると、大幅に上回っております。

こちらは、道路・交通体系に関する市民意識調査の結果でございます。

都市計画道路の整備は進んでおりますが、市民意識調査の結果では、「歩いて安全に通行できる道路が多い」「駐輪施設が多く、自転車を利用しやすい」という項目に対して「ややそう思わない・そう思わない」の割合が高くなっております。

こちらは、鉄道駅やバス停からの徒歩圏域を青、オレンジ、ピンク色で塗った図でございます。

市域は概ねカバーされており、交通利便性が高くなっております。

以上から、「道路・交通」の分野におきましては、今後の超高齢社会の進行により公共交通の重要性がより一層増すことから、利便性の高い交通ネットワークの維持・充実が課題となっております。

続いて、「公園・緑地」の分野でございます。

こちらは、市内の土地利用の変化を示したグラフでございます。平成14年から平成29年の15年間で、赤枠で囲われました住宅地が増加する一方で、青枠で囲われた農用地や工業用地が減少しております。

こちらは、生産緑地地区の推移を示したグラフでございます。生産緑地の面積を棒グラフで、地区数を折れ線グラフで示しており、面積・地区数ともに減少傾向となっております。

以上から、「公園・緑地」の分野においては、これらの現状に加え、2022年に生産緑地地区の当初指定から30年を迎え、指定解除が可能となることから、都市農地等の戦略的な保全・活用が課題となっております。

続いて、「住環境」の分野でございます。

こちらは、市内の世帯タイプの推移を示したグラフでございます。平成12年から平成27年の15年間で、赤枠で囲われた65歳以上の単独世帯及び65歳以上の高齢夫婦のみの世帯が2倍近くに増加して

おります。

こちらは、市内の住宅タイプ別の戸数の推移を示したグラフでございます。赤枠で囲われた「共同住宅持ち家」、いわゆる分譲マンションの戸数が、平成30年の全戸数の約23パーセントを占めており、市内の主要な住宅タイプとなっていることが分かります。

こちらは、府中市空き家等対策計画における本市が把握している荒廃した空き家の所在でございます。

四谷や新町などに空き家が多く存在している状況です。

以上から、「住環境」の分野においては、高齢化が進行する中で、誰もが安全で安心して暮らせる住環境の確保が課題となっております。

続いて、「景観」の分野でございます。

本市では、景観賞の選定や、都市景観協定制制度などによる独自の景観づくりを行っており、それらの場所を示した図となっております。

景観協定及び都市景観協定は、市内でこれまでに19地区締結され、このうち平成15年度以降では、16地区が締結されております。

こちらは、総合計画に関する市民意識調査結果における、地域のことに関する感じ方の結果を示したものとなります。

赤枠で囲われた「まちなみや景観の整備・保全が進んでいる」という問いに対して、肯定率が48.4パーセントと、満足度が低い結果となっております。

以上から、「景観」の分野におきましては、これまで景観政策に取り組んでおりますが、昨今では市民意識調査などで、まちなみや景観に対する満足度が低下している状況が続いており、本市を代表するけやき並木などの都市資源を活用したにぎわいと景観のバランスが課題となっております。

最後に、「防災」の分野でございます。

こちらは、平成30年に東京都が公表した地震に関する地域危険度の測定調査

結果を示したものとなります。本市では、初めて総合危険度ランク 4 が新町 3 丁目で指定されるとともに、総合危険度ランク 3 が北山町・西原町周辺、新町・栄町周辺、多磨町・朝日町・紅葉丘周辺等で指定されております。

こちらは、多摩川浸水想定区域と災害時要配慮者利用施設等の分布を示したものとなります。府中崖線の下部地域の多数が青色又は紺色で塗られた浸水想定地域となっております。

こちらは、土砂災害警戒区域等の分布図でございます。
東京都が土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく調査の結果を踏まえて、令和元年 9 月に、府中市内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を指定しております。

以上から、「防災」の分野におきましては、災害リスクに対して可能な限り被害を防ぐとともに、災害時の避難等のソフト対策など、災害に備えたまちづくりが課題となっております。

続いて、計画構成の主な変更事項について説明いたします。
お手数ですが、事前に配布しました資料、報告第 2 号のインデックスが貼られました資料の 1 ページをご覧ください。

こちらは、アドバイザー会議や都市計画マスタープラン改定検討部会などのご意見を受けて、再構成をしたものとなります。

初めに、第 1 章において、「府中市の現状や特性」を踏まえ、まちづくり方針につながる課題を分析しております。

「第 2 章 まちづくり方針（全体構想）」においては、要素別・分野別となっていた「まちの骨格構造」「都市施設整備方針」「都市環境形成方針」を 5 つの「テーマ別まちづくり方針」に再構成をいたします。

「第 3 章 地域別まちづくり方針（地域別構想）」におきましては、各地域での共通事項を「全体構想」へ移行し、地域特性や地域で重視するまちづくりに

特化した記述といたします。

「第4章 まちづくりの実施方針」においては、個別の都市計画等への展開方針を提示し、今後取り組むべき課題等を記載いたします。

こちら左側が、先ほどご説明しました現行の計画構成、右側が改定骨子案の計画構成となります。

続きまして、「まちづくり方針（全体構想）」についてご説明いたします。事前配布の資料ですと、3ページとなります。

先ほどご説明いたしました現状と特性をもとに抽出したまちづくりの8つの主要課題から、5つの基本目標を設定いたしました。

都市機能及び産業の分野は、主要課題を「中心市街地等の魅力づくり」「経済活力の維持・向上」とし、これらの主要課題に対する基本目標は、1の「にぎわいと活力のあるまちづくり」としております。

道路・交通の分野は、主要課題を「利便性の高い交通ネットワークの維持・充実」とし、基本目標は2の「誰もが快適に移動できるまちづくり」としております。

公園・緑地の分野は、主要課題を「都市農地等の戦略的な保全・活用」とし、基本目標は3の「水と緑・環境と共生するまちづくり」としております。

住環境及び景観の分野は、主要課題を「誰もが安心して暮らせる住環境の確保」「貴重な景観資源の維持・活用」とし、基本目標は4の「魅力ある住環境を維持するまちづくり」としております。

最後に、防災の分野は、主要課題を「災害に備えたまちづくり」とし、基本目標は5の「安全・安心のまちづくり」としております。

これら5つの基本目標を実現するため、テーマ別のまちづくり方針を右枠の①から⑤まで定めており、基本目標の番号とまちづくり方針の番号が対応するものとなっております。

なお、土地利用方針については、5つのテーマ別まちづくり方針にかかわる包括的な方針としております。

右下のまちづくり実施方針については、公共施設マネジメントやエリアマネジメント等の視点を考慮したまちづくりと進め方、重点的な取組、PDCA等を記載いたします。

続いて、土地利用方針及び5つのまちづくり方針、テーマ別まちづくり方針について説明いたします。初めに土地利用方針でございます。事前に送付の資料ですと、4ページ、5ページとなります。

土地利用方針につきましては、現行の10のゾーン分けに、今後の土地利用の展開を想定し、「工業維持ゾーン」、「大規模土地利用誘導ゾーン」、「沿道型土地利用ゾーン」、「農住共存ゾーン」の4つのゾーンを追加しております。

追加した「工業維持ゾーン」は、紺色で塗られた工業地域で、現行の土地利用方針では住工共存ゾーンに位置づけられておりますが、工業系用途の維持・保全に向けて取り組むエリアとして、新たにゾーニングをしております。

「大規模土地利用誘導ゾーン」は、府中基地跡地留保地等の茶色く塗られた地区で、土地利用転換に際して、周辺環境と調和ある土地利用を誘導するゾーンとしております。

「沿道型土地利用検討ゾーン」は、府3・2・2の2号線等の事業中の3つの都市計画道路の沿道において、今後都市計画道路の整備に伴い、地域特性に応じた適切な沿道型土地利用の検討を図るゾーンとしております。

最後に「農住共存ゾーン」は、緑の斜線で塗られた農地利用の高い地区において、都市農地の保全、農地と共存した良好な低層住宅を中心とした市街地形成を誘導するためのゾーンとして追加をしております。

こちらは参考でございますが、用途地域のイメージ図となります。用途地域は、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定める

ものでございます。

用途地域が指定されますと、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められることとなります。

続きまして、テーマ別まちづくり方針をご説明いたします。

こちらは、「①にぎわいと活力のあるまちづくり方針」でございます。事前配布の資料ですと、6ページとなります。

方針は、1)として、「にぎわいのある拠点市街地の形成」として、各拠点についての記述を、2)として、「にぎわいのある商店街の育成」を、3)として、「ものづくり産業の立地環境の維持・強化」、4)として、「都市農業を活かしたまちづくり」、5)として、「歴史・文化資源を活かしたにぎわいの創出」を記載しております。

こちらは方針図でございます。事前配布の資料ですと、9ページとなります。

こちらは主に、「にぎわいのある拠点市街地の形成」にかかわる中心拠点などを表しています。

続いて、「②誰もが快適に移動できるまちづくり方針」でございます。事前配布の資料ですと、7ページの上段となります。

方針は、1)として、都市計画道路の整備推進などにより、「幹線道路ネットワークの充実」を、2)として、歩行者優先の交通安全対策の推進などにより、「安全で快適な生活道路環境の形成」を、3)として、バスや鉄道などの「公共交通ネットワークの維持・充実」を、4)として、「交通結節点機能の充実」を、5)として、「交通バリアフリーの推進」を記載しております。

こちらが方針図でございます。事前配布の資料ですと、10ページとなります。

こちらでは、「幹線道路ネットワークの充実」にかかわる都市計画道路等の広域幹線軸や、「公共交通のネットワークの維持・充実」にかかわるバス路線等を表

しております。

続いて、「③水と緑・環境と共生するまちづくり方針」でございます。事前配布資料ですと、7ページの下段となります。

方針は、1)として、「公園・緑地等の整備及び有効活用」を、2)として、「水と緑のネットワーク形成」として、「緑の拠点」や「水と緑の軸」についての記述を、3)として、「緑のまちづくり、(緑の保全と創出)」を、4)として、「環境共生のまちづくり」を記載しております。

こちらは方針図でございます。事前配布資料ですと11ページでございます。先ほどご説明いたしました緑の基本計画2020において、位置付け予定の「水と緑のネットワーク形成」にかかわる緑の拠点や軸等を表しております。

続いて、「④魅力ある住環境を維持するまちづくり方針」でございます。事前配布の資料ですと、8ページの上段となります。

方針は、1)として、「住環境に配慮したまちづくり」を、2)として、「身近な暮らしを支えるまちづくり」を、3)として、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を、4)として、「健康づくりを目指したまちづくり」を、5)として、「魅力ある都市景観の形成」を記載しております。

こちらが方針図でございます。事前配布の資料ですと、12ページとなります。

「魅力ある都市景観の形成」にかかわる景観形成推進地区などを表しております。

最後に、「⑤安全・安心のまちづくり方針」でございます。事前配布の資料ですと、8ページの下段となります。

方針といたしましては、1)として、「震災に強いまちづくり」、2)として「水害対策の推進」、3)として、「土砂災害対策の推進」、4)として「震災後の復旧・復興」、5)として、「災害時の体制づくり」、6)として、「日常の安

全・安心の確保」を記載しております。

こちらが方針図でございます。事前配布の資料ですと、13ページでございます。こちら、「震災に強いまちづくり」にかかわる延焼遮断帯などを表しております。

以上が、まちづくり方針（全体構想）の説明となります。

続いて、地域別まちづくり方針（地域別構想）についてご説明いたします。事前配布の資料ですと、14ページ以降となります。

地域別まちづくり方針は、地域の代表の方々との「まちづくりに関する意見交換会」での意見をもとに改定作業を進めております。意見交換会は、これまで4回開催し、各地域の文化センター圏域コミュニティー協議会、農業委員会、商店街連合会、各小中学校のPTAの方々などの皆様にご参加をいただいております。これまで、地域の現況や課題などを踏まえ、重点的に取り組むべき地域の事項などについて、意見交換を行っております。

こちらが参考に8つの地域の地域区分となります。

意見交換会で出た主な意見をご紹介します。多岐にわたりますので、この中の抜粋したものとさせていただきます。事前配布の資料ですと、15ページとなります。

商店街の活性化につきましては、「西府駅周辺でマンションの低層階は店舗にする等、にぎわい創出が必要である。」などのご意見をいただきました。

生活道路の安全性確保では、「狭あい道路の解消が必要である。」などのご意見がございました。

バス路線の充実では、「バス路線のない場所や本数が減っている場所については、路線及び本数を充実して欲しい。」などのご意見がございました。

都市農地の保全では、「地産地消を推進できると良い。」などのご意見がございました。

防災性の向上では、「水害時の避難体制を記述すべきである。」などのご意見がありました。

防犯対策の推進については、「学童保育等に通い、遅い時間に帰宅する児童も多いので、地域の見守りが重要になってくる。」などのご意見がございました。

以上、皆様からいただいたご意見をもとに、地域別まちづくり方針の改定を進めております。また、現行の地域別まちづくり方針では、各地域で記載の内容が共通事項となっているものがございます。改定後の方針におきましては、地域特性や地域で重視するまちづくりに特化するため、共通事項については全体構想に移動することといたします。

以上で地域別まちづくり方針の説明を終わります。

最後に、今後の予定につきましてご説明いたします。本日ご報告いたしました都市計画マスタープランの改定骨子等につきましては、12月中旬に開催予定のオープンハウスにおいて、市民の皆様にご提示し、ご意見を伺いながら素案の作成を行っていきたいと考えております。

来年度におきましては、引き続き市民の皆様のご意見を伺いながら、改定案を作成し、パブリックコメントの手続を経て、来年度内での改定手続を完了する予定となっております。

以上で報告事項2、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定状況についての説明を終わらせていただきます。

【議長】 ありがとうございます。報告は終わりました。この件につきまして、ご意見をお願いします。

【〇〇委員】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 よろしくお願いいいたします。ご説明ありがとうございました。また、ここまで改定の骨子についてご説明いただきましたけれども、私から手

短に一点だけ伺いたいと思いますが、現行のマスタープランの都市施設整備方針で、3つ目、公益的施設の整備方針というのが今あるわけですが、今度の改定の中には、今度はテーマの設定自体、考え方が変わっていますので、その中をざっと見る限りでは、その公益的施設の整備方針、つまり公共施設を中心とする様々な施設があると思いますけれども、そういったものが位置付けられていないようにも感じられます。これは何か理由があるのか、あるいはどこかでフォローされているのか、それについて伺えればと思います。

【議長】 ○○委員から、公益的施設の記載がないということで、何かご返答お願いできますか。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 今回につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、テーマ別に方針を整理している形になっておりますので、必ずしも公益施設の整備方針がなくなるということではなくて、基本的にはテーマ別に振り分けていくというようなイメージで考えております。具体的な施策等につきましては、これからしっかりと市民の皆さんの意見も聞きながら、あるいは引き続き、機会を見て都市計画審議会にお諮りし、意見をいただきながら、公益施設の整備についてもしっかりと検討していくという考えでおりますので、必ずしもなくなるということではございませんので、そこはしっかりと取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

【○○委員】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【○○委員】 ありがとうございます。おそらく、マスタープランですので、言葉としてしっかり定義付けされてないと、しっかり取り組むといってもなかなか具体性が出てこないのかなという気がするのですが、私としては、あくまで意

見ですが、これから新庁舎が建つ、それから学校の施設の老朽化対策も始まっている、それからスポーツ施設についても施設整備においては、改築も含めて新たなコンセプト、考え方、場所が同じであったとしても、その機能というのがやはり大きく変わっていく中で、この都市整備を進めていく中では非常に大事で、防災面からもそうですし、教育面でもそうですし、様々な観点から、やはりしっかりマスタープランの中には位置付けられていくべきではないかなというのが私の意見であります。

それともう一つ、これも意見だけですが、今度の改定の中のテーマ別まちづくり方針の中で、誰もが快適に移動できるまちづくり方針とあります。これは、先ほど資料もいただきましたけれども、高齢化が非常に進んでいく中で、やはりその交通不便地域の解消ということに今まで取り組んでいただいてまいりましたけれども、ますますそういった課題がより高齢化が進んでいく中では、現実に起こってくる。

バスの問題だとか自転車の問題だとか、鉄道の問題、それぞれありますが、個別に考えていくというよりも、M a a S（マース）ですか。いろんな交通機関のネットワークを組み合わせることによって、要するにどう移動するかというよりも、移動手段は問わず、その人が行きたいところにストレスなく行けるといような考え方も今出てきていますので、そういったところも、来年度以降の都市整備部に期待できるものと、私は評価しておりますので、ぜひそういった包括的に都市整備も絡めてその交通ネットワークを、本当に誰もが快適に移動できるというところにこだわって、ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 すみません。委員からご指摘ありました公共施設の整備方針につきましては、ご指摘を踏まえてしっかり検討してまいります。それから2点目のバス、自転車等だけではなく全体的な交通、ストレスなくということで、M a a S（マース）の導入というところも、そちらにつきましては、都市計画マスタープランと、やはりまちづくりの両輪として公共交通というのは動いていかないと、今後のまちづくりは成り立っていきません。その中で、現在都市計画マスタープランと両輪となり得る地域公共交通網形成計画の検討も合わせて行っておりますので、その中においてM a a S（マース）の導入についてもしっかりと議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 期待しております。

【議長】 他に。はい、どうぞ。

【〇〇委員】 東部地区に住んでいるので、少しお聞きしたいところがあります。武蔵野台駅と白糸台駅の間が直線だと300メートルぐらいですごく近いです。今の現行の都市計画マスタープランには、接続の向上と書いてあって、両駅の接続の向上を図るとというのが打ち出されていますが、10年間ほとんど手をつけてないと思います。要するに本当に整備を含めていろいろ検討したのかなってということと、それから今回の改定のところでは、そのへんは落とさないですよという確認です。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 ご指摘ありました白糸台駅と武蔵野台駅の接続の向上につきましては、なかなか行政で何とかできるっていうところが難しく、市としては西武鉄道と京王電鉄に継続して接続向上というところを訴えてきているところではありますが、それぞれの鉄道会社からの回答によると、例えば西武多摩川

線であると、白糸台駅の東側には改札を付けられない、鉄道会社としての様々な理由があるというところでもお伺いしていて、課題は多くて時間はかかると考えておりますが、市といたしましては継続してこの部分の接続の向上というのは継続していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【議長】 よろしいですか。他に何か。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい。ありがとうございます。現在、府中駅周辺、府中本町駅周辺が中心拠点ということで、にぎわい創出を図っていくというふうになっております。しかしながら、どなたかのご意見のところにもありましたとおり、本当に人気のある土地ですので、マンションがどんどん建ち並んでいるような状況で、少し商業の部分で衰退している部分があるということを私も感じております。できれば、マンションが建つ場合にも、低層階には店舗などが入るような形で何らかの規制をしていかないと、にぎわいにはなっていないのではないのかなと思いますので、その点についてお考えをお聞かせいただきたいということと、今後、分倍河原駅の再開発が始まります。現在は地域拠点という形で、他の西府駅とか中河原駅と同じような位置付けになっていますが、再開発が進みますと、周辺の地価も上がってくるのではないかなと、私は思っております。分倍河原駅の近くに農大の大きな農地などもありますし、この辺りの再開発と同時にマンション規制ですとか、マンションが建つ場合でも、1階から2階については店舗にするように、今から規制について考えていくことが必要だと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

【議長】 はい。〇〇委員から2点です。

【計画課長】 はい、議長。

【議長】 お願いします。

【計画課長】 現在、市で商業地域等でのマンション建設に対する、都市計画上での規制は行っておりません。しかしながら、府中市の地域まちづくり条例の中で、配慮指針を設けまして、駅周辺の商業地域等については、低層階を商業系の用途にするように、これは配慮指針に基づいて10メートルを超える建物ですとか、10戸を超える集合住宅等の建築の際には、事業者と協議はさせていただいているところでございます。

しかしながら、規制ではなくて誘導という面があり、なかなか実現性に限りがあるというところがありますので、引き続き市民の皆さんの意見を聞きながら、規制が必要かどうかというところをしっかりと議論して、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

【議長】 よろしいですか。もう府中駅の周辺は建ってしまっていて、今までのことは許可になったので、今になって建てたものを1階だけ営業してくれといってもなかなか難しいですね。

【〇〇委員】 分かりました。

【議長】 他に何かありますか。ないようですので、意見をいただきましたので、先ほどと同じように、意見も踏まえて、報告了承とさせていただければありがたいです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

最後になりましたが、その他、ありますでしょうか。

【計画課都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい。

【計画課都市計画担当主査】 事務局からは、次回の開催予定につきましてご報告させていただきます。次回の本審議会につきまして、来年の2月中旬頃の開催を予定しております。以上で事務局からのご報告は終わります。

【議長】 ありがとうございます。皆さんからその他のことで、何かありま

すか。

本日は府中市都市計画審議会、多くの意見、要望いただきました。それを踏まえて今後とも進めていきたいと思えます。本日は大変ありがとうございます。閉会とします。ありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○